

仙台市マンション再生検討促進事業

建築後相当の年数が経過したマンションにおいては、将来を見据えて、長寿命化を図る改修や、建替え等について考え、日頃からの適正な維持・管理の取組みが重要です。そのため、管理組合による再生に向けた取組みを仙台市が支援します。



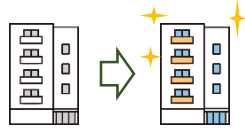
そもそも再生とは？



【再生の定義】「マンションの改修により長寿命化を図ること」または「建替え等」を行うこと

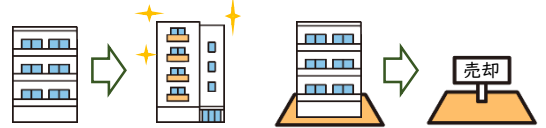
改修

修繕及び改良によりマンションの性能・機能を改善すること



建替え等

マンションの建替えや敷地を売却すること等



マンションの建物状態はどうなっているのかしら？



マンションの将来をみんなはどう考えているのかしら？



築40年かあ…将来を考えると長期修繕計画の見直しが必要かな



改修？建替え？うちのマンションはどの方法がいいのかわからない



補助の要件

仙台市内のマンションの管理組合で、以下の要件を満たすもの

- 築30年を経過しているマンションであること
- 補助申請することについて、総会の決議又は理事会の承認を得ていること
- 建替え・敷地売却等の決議が為されていないこと
- 過去に当該補助金の交付を受けていないこと（通算3年までの場合を除く）
- 暴力団等と関係を有していないこと

補助対象経費(税抜)の1/2に相当する額【上限30万円】

補助対象経費

外部委託により実施する、次に掲げるもの

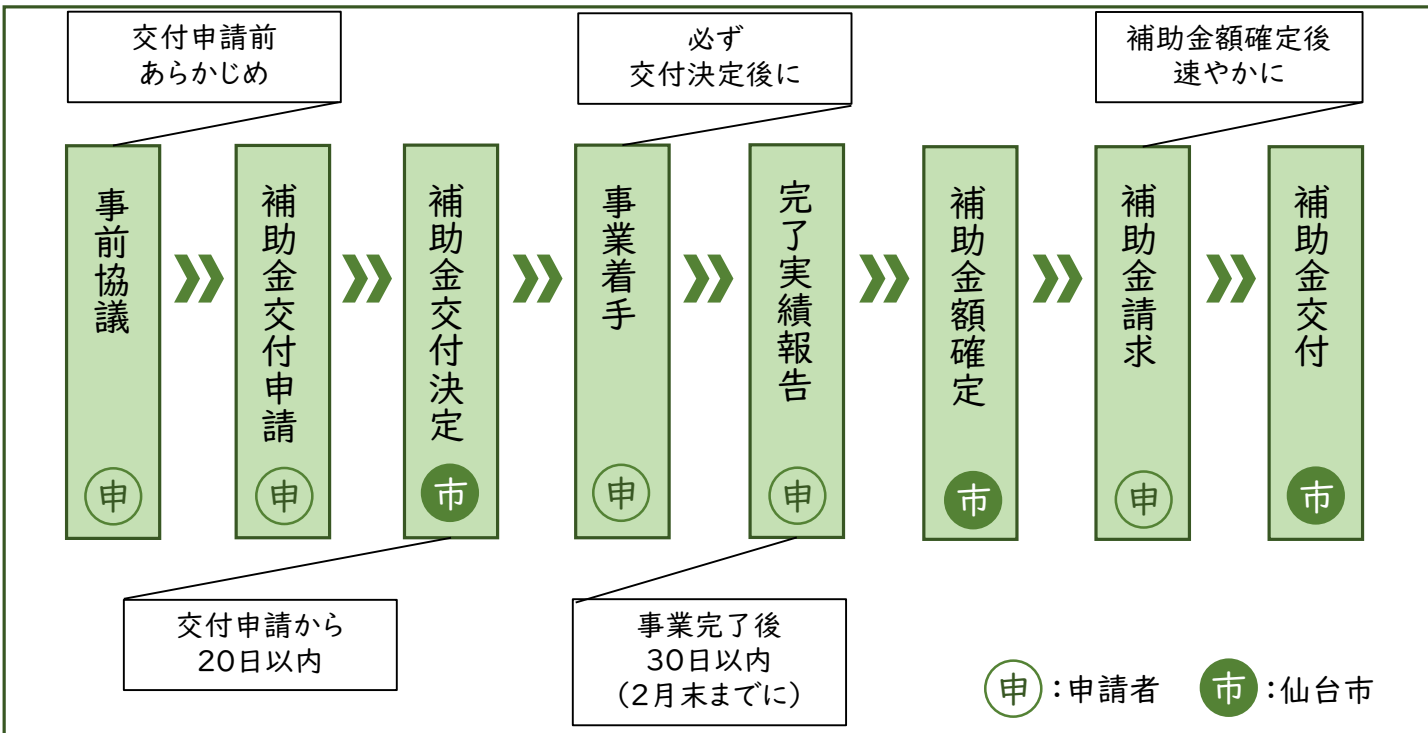
- マンションの老朽度判定に要する経費
- 区分所有者等の意向調査に要する経費
- 再生手法の比較検討に要する経費 (※1)
- 再生計画の作成に要する経費 (※2)
- 管理組合における検討組織の運営支援に要する経費
- 不動産鑑定に要する経費

※1 再生手法とは、改修による長寿命化や建替え又は敷地売却等の手法をいいます。

※2 再生計画とは、長期修繕計画作成標準様式に準拠し、長期修繕計画作成ガイドライン(※3)に沿った長期修繕計画で、かつ災害や建替え等に備え修繕積立金とは別に「特別修繕積立金」を積立てるもの又は建替えや敷地売却等の事業計画をいいます。

※3 長期修繕計画作成ガイドラインに沿わない場合は、劣化診断の結果及び劣化診断理由を付したものに限ります。

《 補助金申請の流れ 》



注意事項

- 補助金の交付申請にあたっては、事前協議が必要です。
- 外部委託の契約締結をもって事業着手となります。そのため、補助金の交付決定前に事業着手した事業経費については、補助対象外となります。
- 補助金の申請は、1年度につき、1回までです。(通算3年度を限度)
- 交付決定を受けた事業の内容に変更が生じる場合、変更の手続きが必要です。

お問合せ先

仙台市 都市整備局 公共建築住宅部 住宅政策課

【TEL】022-214-8306

【E-mail】tos009430@city.sendai.jp

仙台市ホームページから制度概要をご覧ください！



マンション再生検討 促進事業